

立命館小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。立命館小学校では、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府・学校法人立命館・家庭その他の関係者の連携の下、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、立命館小学校「いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という）を策定する。

第1 いじめ防止等の組織

1 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。「いじめ対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

2 「いじめ対策委員会」の構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとする。

校長、副校長、教頭、生徒指導主任、該当学年主任、養護教諭、保健主事、スクールカウンセラーその他校長が必要と認める者

3 「いじめ対策委員会」の開催

各学年では、毎週の学年会で児童情報の交流や、生徒指導上の事例について確認する。学年主任は、翌週の学年主任会で児童情報について報告を行い、いじめの早期発見や対応を行う。いじめの疑いがある事例が確認された際には、「いじめ対策委員会」を開催する。なお、緊急に必要な場合は、この限りではない。

4 「いじめ対策委員会」の役割

「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。

- (1)基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- (2)いじめの相談・通報の窓口

- (3)関係機関、専門機関との連携
- (4)いじめの疑いや児童の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有
- (5)いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- (6)重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるのかの判定
- (7)重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8)該当重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取り組みの推進

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が保護者会等と一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめ未然防止のための取り組み

(1)分かりやすく規律ある授業の推進

- ・ 授業形態の工夫
- ・ 言語活動の充実
- ・ 保護者アンケートの活用
- ・ 「時間を守る」ことの徹底
- ・ 教室環境の整備

(2)自己有用感を育む取り組みの推進

- ・ 行事における児童同士の関係づくりの推進
- ・ ピア・サポートの推進

(3)豊かな心を育む取り組みの推進

- ・ 道徳教育・人権教育の推進
- ・ 体験活動・読書活動の推進
- ・ 規範意識・コミュニケーション能力の向上

(4)いじめについて理解を深める取り組みならび教職員の資質能力の向上を図る取り組みの推進

- ・ 校内研修の実施(年3回 各学期1回の実施を目標)

(5)いじめの防止等について、児童の主体的な活動の推進(児童会活動)

- ・ 委員会や代表委員会での取り組み

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に、インターネットなどを媒介として行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取り組み

(1)情報の集約と共有

- ・ いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」で共有された情報については、事務局長を通じて教員会議等で情報を共有する。

(2)全児童を対象とした質問紙調査及び聞き取りの実施

- ・ 質問紙調査の実施
- ・ 聞き取り調査：質問紙調査の結果を受けて個別に実施
- ・ 年2回教育相談週間を実施する

(3)相談体制の整備と周知

- ・ 事務局長は、スクールカウンセラーと情報を共有する。
- ・ 校内相談窓口(心とからだの支援室)を設置し、児童及び保護者に周知する。

第4 いじめに対する取り組み

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年会や学年主任会、「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1)いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

- (2)いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」へ報告し情報を共有する。
- (3)「いじめ対策委員会」と連携し、当該学年が中心となって関係児童から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。場合によっては、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡する。
- (4)いじめを確認した場合は、直ちに京都府文教課に報告する。
- (5)児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察等との連携を図る。
- (6)いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- (7)いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (8)いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1)児童が使用するアプリについての研修やネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2)ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3)ICT 教育部と連携し、情報モラル教育(デジタルシティズンシップ)を推進する。
- (4)ネット上のいじめの発見・通報を受けた場合は、他のいじめと同様、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年会や学年主任会、「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の報告

重大事態が(法第28条1項の各号に掲げる場合をいう。以下、同じ。)が発生したときは、本校は、直ちに京都府文教課を通じて京都府知事に報告する。

2 調査主体及び組織について

重大事態の調査の主体及び組織は、原則として本校に置くこととなる。ただし、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと常務理事(一貫教育担当)が判断したとき、又は、校長が本校の教育活動に支障が生じるおそれがあると認めるときは、調査主体及び組織を一貫教育部に置く

3 事実確認調査の実施及び報告

重大事態の調査は、「いじめ防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定)」および「京都府におけるいじめ防止基本方針(平成26年4月京都府)」の定めに則し、「いじめ対策委員会」を中心

に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性を確保して行うものとし、その結果は、京都府文教課を通じて京都府知事に報告する。

4 説明責任の遂行

重大事態の調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）は、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

5 再発防止への取り組み

重大事態の調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

*重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

第6 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に河江、適正に事項の取り組みを評価する。

- (1)いじめの早期発見に対する取り組みに関すること
- (2)いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

第7 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1)立命館小学校保護者会との連携の下、いじめに対する理解を深める取り組みを推進する。
- (2)いじめの防止等に関する学校の基本方針や取り組みをホームページ等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

学校医・警察・児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。

以上

2014年3月策定
2014年7月改訂
2016年4月改訂
2021年5月改訂
2025年4月改訂